

# 開放型病院運営規程

社会福祉法人 四天王寺福祉事業団 四天王寺病院(以下 四天王寺病院という)は、医療に関する人的資源及び施設、設備などを効率的に活用して、地域社会の充実と向上をはかり、地域医師会との連携をもとに良質な医療を地域住民に提供することを目指してきた。この度、病診連携機能をさらに進めるために、開放病床を設置することとした。地域医師会(以下 甲 という)と四天王寺病院(以下 乙 という)はその管理運営を円滑に行なうため開放型病院運営委員会を設け、その運営規定を定める。

## 開放病床の利用について

### 第1条

- 1 開放病床は、乙の存する地域のすべての医師又は歯科医師が利用することができる。
- 2 病床の運営管理は、委員会の決定のもとに乙が行なうものとする。
- 3 患者の入院に際しては、乙の地域医療連絡室を通じて行なうものとする。
- 4 夜間及び休日の入院に際しては、乙の当直医と協議の上、行なうものとする。

## 登録医の資格について

### 第2条

- 1 登録医となるためには、この運営規定を承認したうえ乙への登録を受け委員会に登録医届けを提出しなければならない。
- 2 登録医の有効期間は1年間とし、以後特別な理由がない限り、自動更新とする。
- 3 登録医の承認は委員会が行なう。ただし、年次委員会の期間途中の承認については、各委員の承諾をもって行なうことができる。
- 4 甲もしくは乙が登録医として不適当と判断した場合には、開放型病院運営委員会での審議で、登録医として認めないことがある。

## 登録医の診療について

### 第3条

- 1 主治医は登録医と 乙 の常勤医が協議の上、決定する。
- 2 登録医は 乙 内の診療にあたっては地域医療連絡室の連絡の上、ナースステーションを経由して行なう。その際には名札を着用する。
- 3 指示は、指示簿に記載するものとする。ファクシミリによる指示は、後刻指示簿に記載又はコピーを貼付することとし、電話、口頭による指示は原則として認めないものとする。
- 4 回診時間は、原則として午後1時から午後4時までとする。
- 5 診断書・諸証明書などの記載は、登録医と 乙 の常勤医師が合議の上、決定する。
- 6 登録医が開放病床で診療を行なったときは、診療に関する事項を自院(登録医)の診療録にも記載する。
- 7 検査外来の予約、及び検査入院に際しては、地域医療連絡室を通じて予約するものとする。
- 8 患者の退院に際し、 乙 の常勤医は登録医に対し必須事項を通知し、必要に応じて退院後の治療方針について協議するものとする。  
その他詳細は別途利用手順に記載する。

## 診療報酬その他経費の負担

### 第4条

- 1 診療報酬の請求にあたっては医科点数表の解釈による。
- 2 医療行為の遂行により生じた診療報酬は、 乙 の帰属するものとする。
- 3 病床にかかわる経費は、全て 乙 の負担とする。
- 4 手術等の報酬については、別途規定を設ける。

## 医療事故について

### 第5条

- 1 乙 は、 乙 の医療行為によって生じた事故については、一義的にその責めを負うものとする。
- 2 乙 は、登録医の医療行為により生じた事故については、登録医に対する求償権を保有するものとする。ただし、登録医、 乙 とともに充分協議しなければならない。

## 運営委員会について

### 第6条

- 1 開放型病院として円滑に運営するため、開放病院運営委員会を設置する。
- 2 規則は別途設ける。

## 登録医総会及び研修会等について

### 第7条

- 1 登録医の利用実績報告は、原則、年1回行う。  
ただし、報告方法は問わない。
- 2 又、症例検討会、学術研修などを行なうため研修会を開催する。
- 3 その開催時期などについては運営委員会において審議する。

## 規定の変更について

### 第8条

運営規程の変更は、運営委員会の承認をもって決定する。

この運営規程は、平成11年10月 1日より有効とする。

平成18年4月の診療点数の改正により

平成18年10月14日付け一部改定

平成21年11月21日付け一部改定

## 開放型病院 報酬規程

### ☆ 手術料

開放型病院登録医が当院で手術した場合、手技報酬額は下記のとおりとする。

#### 執刀した場合

点数表に記載の手技料の2分の1  
ただし、上限を10万円とする。

#### 助手の場合

点数表に記載の手技料の4分の1  
ただし、上限を3万円とする。

### ☆ その他

上記以外に報酬が発生した場合には病院長、地域医療連絡室長、事務局長との協議の上報酬を決めることとする。

以上の報酬の支払いについては、原則として銀行振り込みとする。

(備考)

**開放型病院共同指導料** …… 350点(患者1人1日につき1回まで)

- ・ 開放病床に入院している患者を共同指導した場合に算定。

**地域連携退院時共同指導料1** …… 600点(1000点)

- ・ 患者が退院する前に当院にて、退院後の指導を行なった場合1入院1回算定。  
ただし、厚生労働大臣が定める疾病等の患者については当該入院中に2回まで算定。
- ・ 在宅へ復帰される患者が算定の対象とする。当院規定用紙(退院療養計画書)に記載が必要。 ※(1000点)の点数は在宅支援診療所の場合とする。

**診療情報提供料(I)** …… 250点

- ・ 外来、検査、入院の紹介時に患者1人につき月1回算定。

(診療報酬点数表に基づくものとする。)

# 開放型病院運営委員会規程

## 目的

### 第1条

社会福祉法人 四天王寺福祉事業団 四天王寺病院（以下 四天王寺病院という）を開放型病院として円滑に運営するため、開放型病院運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

## 構成

### 第2条

委員会は次のメンバーで構成する。

- 1 大阪市東部医療圏七区医師会  
天王寺区医師会長  
東 区医師会長  
南 区医師会長  
浪速区医師会長  
東成区医師会長  
生野区医師会長  
城東区医師会長  
鶴見区医師会長

- 2 四天王寺病院 開放型病院登録医が所属する地区医師会長、または、医師会長の推薦を受けた者

- 3 四天王寺病院院長  
四天王寺病院常勤医師 数名  
四天王寺病院看護師 数名  
四天王寺病院地域医療連絡室 数名

委員会は委員長を 四天王寺病院院長とし、副委員長2名、書記1名を委員の中から任命する。なお、委員会が必要と認めたときは、上記以外の者にオブザーバーとして出席を求めることができる。

## 事務局

### 第3条

委員会事務局は四天王寺病院 地域医療連絡室に置く。

## 審議事項

### 第4条

委員会は次の事項を審議する。

- (1) 開放型病床の効率的な利用
- (2) 登録医の承認及び更新など
- (3) 登録医総会などの開催について
- (4) その他、委員会の目的に関すること

## 運営

### 第5条

委員会は委員長が招集する。ただし、委員長に支障があるときは、委員長の委任により副委員長がその職務を代行する。

2 また、委員の過半数より申し出があれば、委員会を開催しなければならない。

### 第6条

委員会は原則として年1回の開催とする。特に審議事項が無い場合は書面での了承を得られれば、開催と同様の意義とする。

なお、委員会は必要に応じ、臨時委員会を招集することができる。

### 第7条

委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。(代理人による出席、及び委任状を有効とする。)

### 第8条

委員会の議事は出席委員の過半数の賛意により決定する。

### 第9条

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項が生じた場合には、委員会が別に定める。

委員会は平成11年10月30日より発足する。

平成21年11月運営規定の改正により

平成21年11月21日付け一部改定